

青森市国際交流員の取扱い

この取扱いは、国際交流員の設置、身分、職務、勤務条件等、青森市会計年度任用職員取扱要綱の中で別に定める事項について必要な事項を定める。

1. 身分

国際交流員は地方公務員法（昭和25年法律 第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる一般職の地方公務員（非常勤職員のうちパートタイム会計年度任用職員）とする。

2. 任命

国際交流員は、語学指導等を行う外国青年招致事業により招致された外国人（日本国籍を有しない者をいう。）等のうちから、市長が任命する。

3. 任用期間

- （1）一般財団法人自治体国際化協会からあっせんされる国際交流員の任用期間は、同協会が通知する指定来日日の翌日から1年以内、又は市が独自に任用する国際交流員の任用期間は、市が指定する日から1年以内とする。
- （2）（1）の任用期間は、2回に限りそれぞれ1年以内の範囲内で、更新することができる。
- （3）（2）の規定にかかわらず、市長が特に優れた者と認めた場合には、更に2回を限度として更新することができる。
- （4）一般財団法人自治体国際化協会からあっせんされる国際交流員の任用期間の考え方は、同協会が毎年発行する「語学指導等を行う外国青年招致事業 任用団体マニュアル」に基づくものとする。
- （5）（1）から（4）の規定にかかわらず、国際交流員に通知する任用通知書等の任用期間は1会計年度（4～3月）毎とする。

4. 条件付採用期間

- （1）国際交流員の採用は、全て条件付のものとし、国際交流員がその職において1月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となるものとする。
- （2）（1）の規定にかかわらず、採用後1月間における実際に勤務した日数が15日に満たない国際交流員については、その日数が15日に達するまで条件付採用の期間を延長するものとし、実際に勤務した日数が15日に達するまでの間において、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となるものとする。

(3) (2)に規定する条件付採用の期間の延長は、当該国際交流員の任期を超えることができない。

(4) (1) から (3) の規定は、3. 任用期間 (2) 及び (3) の規定により、国際交流員の任用期間を更新し、新たな会計年度において再度任用する場合について準用する。

5. 職務の内容

国際交流員の配置先は青森市経済部交流推進課とし、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 市の国際交流関係事務の補助（外国語刊行物等の編集・翻訳・監修、国際交流事業の企画・立案及び実施に当たっての協力・助言、外国からの訪問客の接遇、イベント等の際の通訳等）

(2) 市の国際観光関係事務の補助（旅行エージェント等招聘時のアテンド、セールス資料等の作成、翻訳、通訳、情報収集及び情報発信、受入環境整備のサポート等）

(3) 市の職員、地域住民に対する語学指導への協力

(4) 地域の民間国際交流団体の事業活動に対する助言及び参画

(5) 地域住民の異文化理解のための交流活動への協力

(6) その他市長が必要と認める職務

6. 退職

国際交流員は、任用期間中は誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、やむを得ず任用期間の満了前に退職するときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。

7. 免職

(1) 市長は、国際交流員に次のアからカのいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該国際交流員を免職することができる。

ア. 日本国憲法その他日本の法令又はこの取扱いに違反した場合

イ. 当該国際交流員の担当する職務にふさわしくない行為があった場合

ウ. 身体又は精神の障害により職務に堪えられないと認められる場合

エ. 勤務態度が不良で改善の見込みがないと認められる場合

オ. 勤務しない日が連続して60日（勤務しないことの原因が職務又は通勤による災害である場合並びに18. 特別休暇（1）カ及びキの休暇である場合においては、それぞれの理由による勤務しない期間及びそれぞれの期間の完了した後の30日間を除く。）を超えた場合

カ. 応募書類に虚偽の記載があった場合

(2) (1) の規定にかかわらず、市は議会により予算が承認されず、又は予算が削減さ

れたため国際交流員に対して報酬を支払うことができない場合は、30日前までに予告し、又は1月分の報酬を支払って国際交流員を免職することができる。

- (3) 国際交流員が(1)アからカ(ウを除く。)のいずれかに該当したときは、免職日以後の報酬の支給、旅費の支給及び住居の借上げに伴う賃借料の負担等一切の給付は、これを行わない。

8. 報酬

- (1) 国際交流員の報酬の月額、初年度33万5千円、再任用された場合の2年目は34万5千円、3年目は35万5千円とし、特に優れた者として2回を超えて再任用された場合の4年目及び5年目はそれぞれ36万円とする。この場合において社会保険料、雇用保険料、所得税及び住民税が賦課される場合には、当該報酬の月額から国際交流員が負担するものとする。
- (2) 報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日又は週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は週休日でない日とする。
- (3) (2)の場合において、国際交流員の勤務が月の中途から開始し、又は月の中途で終了したときは、当該月に係る報酬の額は、その支給対象となる期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- (4) 国際交流員が、月の途中で死亡したときは、その月までの報酬を支給する。
- (5) 報酬の時間割の計算に当たっては、報酬の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(1円未満四捨五入)を1時間当たりの額とする。

9. 手当

期末手当、勤勉手当、退職手当等は支給しない。

10. 報酬の減額

- (1) 国際交流員が勤務を要する時間に勤務をしなかった場合は、この取扱いに別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった時間1時間につき8. 報酬(5)により計算した1時間当たりの額を月額の報酬から減額して支給するものとし、当該勤務をしなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかったときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。
- (2) (1)の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月における全ての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

1 1. 旅費の支給

- (1) 国際交流員が職務を行うために旅行するときは、青森市職員等の旅費に関する条例（平成17年青森市条例第60号）の規定の適用を受ける職員の例により、旅費を支給する。
- (2) 市は別に定めるところにより、国際交流員の赴任及び帰国のための旅費を支給する。ただし、帰国のための旅費の支給は、次のアからウに掲げる全ての条件を満たす国際交流員に対して、日本から来日時の指定された国際空港又は市が指定する国際空港までの航空券又は相当分の金額を支給するものとする。
 - ア. 3. 任用期間の任用期間を満了すること。
 - イ. 任用期間満了日の翌日から1月以内に、日本において市又は第三者と雇用関係に入らないこと。
 - ウ. 任用期間満了日の翌日から1月以内に帰国のために日本を出発すること。
- (3) (2)の規定にかかわらず、本人の責めに因らない理由により任用期間満了前に帰国する場合で、特に市長がやむを得ないと認めたときは、帰国のための旅費を支給することができる。

1 2. 損害賠償

市は、国際交流員が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。

1 3. 住居

- (1) 国際交流員の住居の借上げに伴う経費については、市が火災保険料、鍵交換代、敷金相当額、仲介手数料及び賃借料（月額3万5千円を限度とする。）を負担する。賃借料が月額3万5千円を超える場合は国際交流員が相当分の金額を負担するものとする。
- (2) 国際交流員が使用する家財道具で市長が必要と認めるものは、無償で貸与するものとする。このほか、入居又は退居の際のルームクリーニング代（ハウスクリーニング、エアコン分解清掃、ストーブ分解清掃、壁紙張り替え等）は国際交流員が負担するものとする。
- (3) 月の途中から入居又は月の途中で退去したときは、当該月に係る(1)の賃借料の額は、3万5千円を建物賃貸借契約書上の日割計算日数で除した額（1円未満切り捨て）に、当該月の契約日数を乗じた額（10円未満切り捨て）とする。

1 4. 勤務時間

- (1) 国際交流員の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について35時間とする。
- (2) 国際交流員の勤務時間の割り振りは、月曜日から木曜日までの毎日午前8時30

分から午後５時まで、又は、月曜日から木曜日までの毎日午前９時３０分から午後６時まで、金曜日においては午前８時３０分から午後１時１５分まで、又は、午前９時３０分から午後２時１５分までとし、土曜日及び日曜日は週休日とする。ただし、月曜日から金曜日までの毎日正午から午後零時４５分までは休憩時間とし、この時間は国際交流員が自由に使用できるものとする。

- (３) (２)の規定にかかわらず、市長は国際交流員に対し土曜日又は日曜日に勤務することを指示することができる。この場合においては、その週を含めて４週間以内に（国際交流員から申し出があり、代休により勤務に支障が生じるなど市長がやむを得ないと認める場合には、当該期間の経過後速やかに）代休を与えることとし、当該４週間で平均して１週間につき３５時間を超える勤務をさせないものとする。
- (４) (２)の規定にかかわらず、市長は国際交流員に対し、１日につき７時間４５分の勤務時間を超えない範囲内において、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。
- (５) 国際交流員が勤務時間外に勤務を命じられた場合は、その勤務した時間について代休を与えることとする。

１５．休日

- (１) 次に掲げる日を休日とする。
 - ア．国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に定める休日をいう。）
 - イ．年末年始（１２月２９日から翌年１月３日までの期間をいう。）
- (２) (１)の規定にかかわらず、市長は、あらかじめ、振り替える休日を指定した上で、(１)の休日に勤務を命ずることができる。
- (３) 休日は、有給とする。

１６．年次有給休暇

- (１) 国際交流員は、３．任用期間に定める任用期間中に分割又は連続した２０日間の年次有給休暇を取得することができる。この年次有給休暇は１日又は１時間の単位で取得することも差し支えない。
- (２) 国際交流員は３．任用期間の任用期間満了後、市に再度任用される場合には、２０日間を限度として年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を次の任用期間に繰り越すことができる。
- (３) 市長は、国際交流員から請求された時季に年次有給休暇を与えることが、事業の円滑な運営を妨げる場合には、他の時季にこれを与えることができる。

１７．病欠休暇

- (1) 病気休暇の期間は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。
- (2) 病気休暇はその開始の日から起算して60日（週休日及び休日を含む。以下この項の日数において同じ。）を超えることができない。この場合において、病気休暇を承認された期間と期間の間が7日に満たないときは、それらの2の期間は連続するものとみなす。
- (3) 病気休暇は有給とする。

18. 特別休暇

- (1) 特別休暇の期間は、次の表のとおりとする。

ア. 父母、配偶者等が死亡した場合	父母、配偶者又は子が死亡した場合は週休日及び休日を含む連続する14日の範囲内の期間。兄弟姉妹又は祖父母が死亡した場合は週休日及び休日を含む連続する7日の範囲内の期間
イ. 国際交流員が結婚する場合	週休日及び休日を除く5日の範囲内の期間
ウ. 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合	被害の程度に応じ、市が必要と認める期間
エ. 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合	当該交通途絶が解消するまでの期間
オ. 国際交流員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	3. 任用期間に定める任期中において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
カ. 女子の国際交流員が8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合	出産の日までの届け出た期間
キ. 女子の国際交流員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの日。ただし、産後6週間を経過した女子の国際交流員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く
ク. 国際交流員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。ケにおいて同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間
ケ. 国際交流員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以降1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）	当該期間内における5日の範囲内の期間

を養育する国際交流員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	
コ. 国際交流員が生後1年に達しない子の育児を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の国際交流員にあっては、その子の当該国際交流員以外の親が当該国際交流員が同様の休暇を使用しようとする日における同様の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
サ. 小学校卒業以降の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する国際交流員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、又は疾病の予防を図るためその子に予防接種又は健康診断を受けさせること、入園、卒園又は入学、卒業の式典その他これに準ずる式典への参加、感染症による出席停止、感染症予防上必要な臨時休業、学級・学年閉鎖等によるその子の世話をいう。）をするため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日の範囲内の期間（養育する子が複数の場合にあっては、10日とする。）
シ. 女子の国際交流員が生理日の就業が著しく困難な場合	届け出た生理日
ス. 女子の国際交流員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
セ. 国際交流員が、青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年青森市条例第47号）第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合	3. 任用期間に定める任期中において5日（要介護者が複数の場合にあっては、10日とする。）以内で必要と認められる期間
ソ. 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる（93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ更新がないこと	当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ通算して93日の範囲内において必要と認められる期間

が明らかであるものを除く。)国際交流員が、要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合	
タ. 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる(93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ更新がないことが明らかであるものを除く。)国際交流員が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係るその期間と重複する期間を除く)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合	1日につき2時間(当該国際交流員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間。)を超えない範囲内で必要と認められる時間
チ. 国際交流員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合	当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき、必要と認められる期間
ツ. 妊産婦である女子の国際交流員が、母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数。)について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間
テ. 妊娠中の女子の国際交流員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	適宜休息し、又は補食するために必要と認められる時間
ト. 妊娠中の女子の国際交流員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
ナ. 国際交流員の夏季における心身の健康の保持及び増進	3. 任用期間に定める任期中において、6月から10月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除く5日の範囲の期間
ニ. その他市長が特に必要と認めた場合	市長が必要と認める期間

- (2) (1) アからケ及びツからニまでの特別休暇は有給とし、コからチまでの特別休暇は無給とする。

19. 休職

- (1) 18. 特別休暇(1)カ及びキに規定する場合を除くほか、国際交流員が病気(21. 勤務禁止(1)の疾病を除く。)負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日(週休日及び休日を含む。次項の日数において同じ。)を超える場合においては、市長は、当該国際交流員の申請により必要と認めるときは、これを休職させることができる。
- (2) (1)の場合において、その休職の期間中の報酬の支給は、次のア及びイに定めるところによる。
- ア. 勤務できない事由が職務による負傷又は職務による疾病である場合は、その休職の期間中、報酬の全額を支給する。
- イ. 勤務できない事由がアに定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは報酬の半額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。

20. 起訴休職

- (1) 国際交流員が刑事事件に関し起訴されたときは、市長は、当該国際交流員を休職させることができる。
- (2) (1)の場合において、その休職期間中は報酬の6割を支給する。

21. 勤務禁止

- (1) 市長は、次のアからウに掲げる場合は、当該国際交流員を勤務させないものとする。
- ア. 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかって、伝染予防の措置をしていないとき。
- イ. 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかったとき。
- ウ. ア及びイに準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかったとき。
- (2) (1)の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、19. 休職(2)の規定を準用する。

22. 休暇及び休職の手続

- (1) 17. 病気休暇(1)及び18. 特別休暇の休暇を取得する場合は、予定日数及

び取得理由をあらかじめ、市長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。

(2) 病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合及び休職の申請をする場合は、医師の診断書を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることがある。また、3日以内の休暇を取得する場合であっても、市長は、必要と認めるときは診断書等の提出を求めることができる。

(3) 20. 起訴休職(1)による休職及び21. 勤務禁止(1)による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該国際交流員は、速やかにその事実を市長に届けなければならない。

23. 職務命令に従う義務

国際交流員は、その職務を遂行するに当たって、法令等及び上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

24. 人事評価

市は国際交流員の執務について、別に定めるところにより人事評価を行うものとする。

25. 職務専念義務

国際交流員は、この取扱いに特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いなければならない。

26. 政治的行為の制限

国際交流員は、政治的行為を行ってはならない。

27. 争議行為等の禁止

国際交流員は、同盟罷業、怠業その他争議行為をしてはならない。

28. ハラスメントの禁止

国際交流員は、セクシャルハラスメント並びに妊娠、出産及び育児休業等に関するハラスメント並びにパワーハラスメントを疑われる言動によって他の職員に不快感を与え、就業環境を害してはならない。

29. 信用失墜行為の禁止

国際交流員は、語学指導等を行う外国青年招致事業及び国際交流員の信用を傷つける

ような行為をしてはならない。

3 0. 守秘義務

国際交流員は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。退職した後も、また同様とする。

3 1. 営利企業等の従事制限

国際交流員は、市長の許可を受けなければ、いかなる組織の役員となり、若しくは市以外の者に雇用され、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

3 2. 宗教活動の制限

国際交流員は、その勤務に関して宗教活動を行ってはならない。

3 3. 自動車運転の制限

国際交流員は、通勤のためにする場合を除き、市長の許可を受けることなくその勤務のために自動車を運転してはならない。

3 4. 青森市職員服務規程の準用

国際交流員の服務については、青森市職員服務規程（平成 1 7 年青森市規程第 1 1 号）第 4 条から第 6 条まで、第 8 条及び第 1 0 条から第 1 5 条までの規定を準用する。

3 5. 懲戒処分

（1）市長は、国際交流員に次のアからウのいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該国際交流員に対し、戒告、減給又は停職の処分をすることができる。

ア. 日本国憲法その他日本の法令又はこの取扱いに違反した場合

イ. 当該国際交流員の担当する職務にふさわしくない行為があった場合

ウ. 勤務態度が不良と認められる場合

（2）（1）の各処分の意義及び効果は、次のアからウに定めるところによる。

ア. 戒告 書面により当該行為を戒める。

イ. 減給 1 回につき平均報酬の 1 日分の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1 月以内に 2 回以上減給する場合においても、その総額は 1 月における報酬の 1 0 分の 1 を上回らないものとする。

ウ. 停職 7 日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。

36. 公務災害補償等

国際交流員は、公務上の災害（負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合は、青森市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年青森市条例第58号）の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。

37. 公務外の災害補償

市は、損害保険契約の締結による、国際交流員が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。

38. 実施期日等

この取扱いは、令和2年4月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

この取扱いは、令和3年4月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

この取扱いは、令和4年4月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

この取扱いは、令和5年4月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

この取扱いは、令和7年4月1日から実施する。